

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出について

1 令和元年度の選出結果

- 平成31年4月に第1回目の公募を実施し、公募のあった医療機関209か所から要件を満たす医療機関156か所を厚生労働省へ報告
 - 令和元年9月に第2回目の公募を実施し、公募のあった医療機関31か所全てが要件を満たしていたため当該31か所を厚生労働省へ報告
 - 第1回目と第2回目の合計：187か所
 - 【選出要件1】外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関：23か所
 - 【選出要件2】外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）：164か所
- ※ 詳細は資料7-2参照

2 今後の予定について

- 厚生労働省によると毎年度「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」の更新を行うとのことであるため、合わせて毎年度公募を行う。
- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」又は今後公募予定の医療機関を対象に実施する「外国人患者受入れ体制整備支援事業」の活用を促進する。
- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」における外国人患者受入れ実績等をアンケート調査等により把握し、今後の都における「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の位置づけを検討する。

(参考) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関 選出要件

(1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関(下記①から③の要件を全て満たす医療機関)

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ③ 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

(2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)(下記①・②の要件を満たす医療機関)

- ① 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。